

令和3年度山縣市都市計画審議会議事録

- 1 開催日時：令和3年4月28日（水） 午後2時00分～午後2時20分
- 2 開催場所：山縣市役所 大会議室
- 3 出席委員及び出席職員
 - 1号委員 宇野 睦、黒見敏丈、平野良次、前川啓子、村瀬真理子
 - 2号委員 石神 真、山崎 通、郷 明夫、加藤義信、奥田真也
 - 3号委員 田上 隆、森 浩孝
 - 事務局 まちづくり・企業支援課 大熊課長、棚橋課長補佐、奥田主査
 - 説明者 建設課 高瀬課長、栃川主幹、今井課長補佐
岐阜県岐阜土木事務所道路課 林課長、鹿島係長、尾形技術主査
- 4 欠席委員
 - 3号委員 名張 誠
- 5 議事
 - 議案第1号 都市計画道路3・3・1号岐阜駅高富線都市計画変更案について

別添議事録

1 開会

- ・事務局が開会の宣言をした。
- ・事務局から審議会の開催を「公開」とすることを報告した。

2 まちづくり・企業支援課長あいさつ

- ・開会にあたり、まちづくり・企業支援課長が出席のお礼及び開催趣旨について述べ、挨拶とした。

3 審議会の成立、傍聴人人数の報告

- ・事務局から委員13名中、12名の出席により、審議会が有効に成立していること、また、一般傍聴人が8名傍聴していることを報告した。

4 会長あいさつ

- ・議事に先立ち、会長があいさつをした。

5 議事録署名委員の指名

- ・会長が、委員のうち2名を議事録署名委員に指名した。

6 議事

(会長)

それでは、早速、議案の審議に入らせていただきます。

議案第1号「都市計画道路3・3・1号岐阜駅高富線都市計画変更案について」担当から説明をお願いします。

(説明者(建設課))

議案第1号「都市計画道路3・3・1号岐阜駅高富線都市計画変更案について」説明させていただきます。

今回、議案第1号の案件は、岐阜県決定大臣同意案件となるものです。山県ICより北の都市計画変更をする区間について、当初決定時より交通量の減少が見込まれることから、道路事業者におきまして、完成2車線で事業実施をする方針となり、これまで市におきましても4車線から2車線への変更については、交通量推計により山県ICより北は2車線が将来にわたり適切であることを確認しており、道路事業との整合を図った、変更手続きを進めて参りました。

令和2年9月には、山県市都市計画審議会において、ご審議をいただき、その答申を踏まえ、岐阜県に都市計画原案を提出いたしました。その後、岐阜県が都市計画案を作成いたし

まして、令和3年3月、都市計画法第17条第1項の規定に基づき、案の公告・縦覧が行われ、岐阜県へ意見書の提出があったところでございます。

今回、審議会の開催をお願いした理由につきましては、都市計画法第18条第1項の規定に基づき、市の意見を県へ回答する必要があることから、皆様にお集まりいただいた次第でございます。

今回、添付いたしました資料3におきましては、令和3年3月4日から3月18日までの2週間、縦覧をした資料の写しとなります。前回の審議会の資料と内容的には同じものとなっております。

説明としては以上となります。

(会長)

ありがとうございました。

皆さんに御意見を伺う前に確認をしておきたいのですが、本日の審議会は、昨年9月にこの場で議論した結果として、都市計画原案を作成し、それを県の方に提出させていただきました。今回は、県が市から受け取った都市計画原案を踏まえて都市計画案を作成し、作成した都市計画案について、市の意見を求めてきたということです。ただし、県から示されている都市計画変更案は、山県市が昨年9月に作成した都市計画原案と同一のものであるということでしょうか。

(説明者（建設課）)

はい。

(会長)

今回、県で行われた公告、縦覧については、県が行っているものですが、分かれば教えていただきたいのですが、縦覧で寄せられた意見は公表されているものなのか、縦覧で出た意見数や意見の内容について、市へは情報提供されているのでしょうか。このあたりを確認したいと思います。

(説明者（建設課）)

意見概要の公表にということにおきましては、今後開催予定の岐阜県都市計画審議会において、公表される予定だと聞いております。

また、意見の数につきましては、数十件の提出があったと聞いております。また、その内容はという点に関しましては、概要ということで、現在4車線の都市計画を変更しないでほしいという意見、現在の伊佐美交差点の位置を変更しないでほしいという意見ということで情報提供を受けております。

(会長)

今の説明として、都市計画変更案に関する意見、これは今回の都市計画審議会で議論している内容と重なってくるものですが、もう一つの道路事業に関する意見ということもありました。このあたりについて、本日は市の建設課、岐阜県岐阜土木事務所の道路課の方にも同席していただいておりますが、この件に関して何か御意見はございませんでしょうか。

(説明者(建設課))

縦覧における概要として、4車線の都市計画を変更しないでほしいという意見があった点につきまして、市としましては、将来交通量を踏まえて2車線に変更するという当初からのもので、また、県の道路事業での完成2車線と整合を図った変更案となっているところでございます。そういった趣旨で、原案から案となってもこちらの方の考えとしては、同じ考えをもっております。

(会長)

ありがとうございます。

(説明者(建設課))

2つ目の意見にございました交差点の位置を変更しないでほしいということに関しまして、令和2年8月に開催しました地元説明会の際にも同様の意見をいただいております。現在、道路事業者であります岐阜土木事務所にて検討を進めていただいているというところであります。市としまして、事業計画について岐阜土木事務所と緊密に連携を取りながら地元住民に対しまして、丁寧に説明を重ねて対応を行っていきたいという考えを持っております。

(会長)

ありがとうございます。

今回ここで審議していただく内容については、都市計画変更案についてということですが、今、2つの大まかな意見があるという話がありましたが、その1点目の4車線を2車線にすることに対して、市に意見が求められているということになります。ただし、基本的には昨年9月に市が提出をした都市計画変更の原案と今回岐阜県が提示してきている都市計画変更案は同じものですのでそれらを踏まえて皆さんに御意見を伺いたいと思います。何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

(委員A)

昨年、審議会を開いていただいて、皆さんの中で山県市としては戻ってきたこの案でお願いしました。結局今回の都市計画審議会は、県から確認のためにきた案、あくまでもこれで

よいのかという再確認のための審議会という感覚でよろしいのでしょうか。

(会長)

事務局よろしいですか。

(説明者(建設課))

はい。

(会長)

基本的にそのようになります。

(委員B)

ただ今お聞きしますと、この審議会というのは、決定されたことの報告会ですか。何を審議させていただくのですか。

(会長)

基本的には、今、変更手続きが行われている都市計画の決定は県知事が決定権者となりますので、山県市で都市計画の変更を決定するわけではありません。この審議会では、県が都市計画変更をしていくうえで、市の意見を聞いているというものです。意見として出すことがあれば、意見を付けるということになりますが、決定をする場ではなければ、報告をする場でもありません。

(委員B)

前回の審議会の席でも同じような意見でして、全く進展もないし、私がお聞きすると何も前回と変わらないというようなお話でして、私も申し上げることは多々ありますが、意見だけ出しておっても決定事項であるなら「もう決定ですよ」と1日でも早く工事が進展していくことをお願いするものでもありますし、他の意見として言わせていただくのでしたら、私、地元の農業者ですが、スマート IC ができまして、スマート IC から大型車両がどんどん降りまして、出屋敷椎倉線を、あの狭い道路を大きい車がどんどん通るようになりまして、行政の方も気を遣っていただきまして、拡幅の測量や土地買収というような進展をしているわけですが、1日も早くこの256号に接続できるようにお願いを意見として出させていただきます。この審議会の趣旨と違っておりましたらお詫びをするわけですが、よろしくお願いをしたいと思います。

(会長)

ありがとうございます。

今の御意見は基本的には道路事業に関する御意見として承っておきます。

7 審議・答申

- ・会長が、都市計画案について、各委員とも意見がないことを確認し、その旨を答申することについて、各委員とも異議のないことを確認した。

8 審議の終了

- ・会長が、審議を終了する旨を述べた。

9 閉会

- ・事務局が、委員に対して本日の審議のお礼とともに、閉会する旨を述べた。